個人事業者等の安全衛生対策について
～業務上災害報告制度（令和９年１月１日～）が施行されます～

労働安全衛生法の改正（公布日（令和７年５月14日））により、労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置が定められました。

今後新たに下記について施行されますので、ご対応をお願いいたします。

（１）業務上災害報告制度の創設（令和9年1月1日施行）

令和9年1月1日以降は、外部請負や委託先の個人事業者等が業務中に一定の災害が発生した場合、個人事業者に仕事を請け負わせた注文者及び施設を管理する事業者などによる労働基準監督署への報告が義務付けられます。

（２）個人事業者等自身への義務付け（令和9年4月1日施行）

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けられます。

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう！

厚生労働省HP「個人事業者等の安全衛生対策について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03_00004.html

【問合せ先】富山労働局労働基準部健康安全課(076-432-2731）又は各労働基準監督署